

【資料 4-2】 事業譲渡方式の比較

民営化の先行事例の大半で事業譲渡方式が採用されているが、平成 23 年度からは公共施設等運営権制度※¹を活用した方式（以下、コンセッション方式とする。）の選択も可能となっている。

（１）多様なサービス提供

他サービスとのセット販売や複合的なサービスの提供といった、エネルギーシステム改革以降可能となったサービス向上の取組は、事業譲渡方式・コンセッション方式のいずれの場合においても可能となっている。

（２）投資計画

コンセッション方式は、事業運営に対して、市が直接関与することができないにも関わらず、管路等に係る大規模な更新等は原則として市が行うこととなり、債務残高や維持管理費を負担するリスクのみを市が持ち続けることとなる。

一方、事業譲渡方式の場合は、民間企業が長期的な視点に立った経営ノウハウにより、大規模な更新投資計画を踏まえた経営を行うこととなる。

	事業譲渡	コンセッション	公営
料金設定	- 事業譲渡後数年間は現行と同水準の料金を民間企業に求めることが可能 - 機動的な料金の設定が可能	- 条例により料金の上限の設定が可能 - 機動的な料金設定が可能	- 公租公課が課せられない - 料金の改定には議会の議決が必要なため、料改定に時間を要する
営業施策	セット販売等、民間企業のノウハウを活かした営業が可能	セット販売等、民間企業のノウハウを活かした営業が可能	他サービスとのセット販売等の営業は、地方公営企業法等の制約を受けるため限定的
公物管理権	市に残らない	市に残る	－
経営への市の関与	市の事業自体への関与はなくなる	出資や役員の派遣等が可能	－
事業譲渡時の条件	- 譲渡時の条件で事業範囲等を設定することは可能 - 事業期間は無期限	事業範囲、事業期間、市の関与等について設定することが可能	－
設備投資	民間企業により実施	日常的な修繕のみ民間企業の負担	－

※1：公共施設等運営権制度とは、平成 23 年の PFI 法改正により創設された制度である。公共施設等の管理者等が所有権を有する公共施設等（利用料金を徴収するものに限る。）について、運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する権利を民間事業者に設定する制度である（PFI 法第 2 条第 6 項及び第 7 項）。